

国保だより

令和7（2025）年3月31日
第38号
発行 飯山市

国民健康保険

日本では、いざというときに安心して医療を受けられるように、国民全員がいずれかの医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度といいます。）。

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、保険税を出し合ってお互いに助け合うことを目的とした医療保険制度のひとつです。

飯山市国民健康保険加入状況（R7.2.28日現在）

	市全体	国保加入者	加入率
世帯	7,901戸	2,707戸	34.26%
人口	18,724人	4,073人	21.75%

特定健診・人間ドックを受けましょう

市では、病気の予防・早期発見・早期治療に重点を置いて事業を進めています。「特定健診」や「人間ドック補助金」などをご活用いただき、受診の結果に基づいて生活習慣を見直し、健康維持や病気予防に努めましょう。

特定健診（特定健康診査）とは、国民健康保険に加入している40～74歳の方を対象に、年1回実施される健康診査のことです。生活習慣病予防の観点からメタボリックシンドロームに着目した健康診査となっており、費用は無料です。

■人間ドック検査費用補助額

対象者	受診の種類	補助額
当該年度中に35歳、40歳、45歳、50歳 55歳 60歳、65歳、70歳に達する方	日帰り・1泊2日	30,000円
上記の年齢以外の方	日帰りドック	20,000円
	1泊2日ドック	25,000円

特定健診を受けて飯山市健康ポイント事業に参加してみませんか

健康づくりに取り組む市民の皆様を応援するために、健康ポイント事業を実施しています。対象事業などを受けてポイントを貯めると1,000円相当の商品券と交換できます。

交通事故などにあつたとき（第三者行為）

交通事故など第三者から傷病を受けた場合は、傷病届等を提出することで国民健康保険を使用して治療を受けることができます。届出なしに加害者から治療費を受け取る、示談を結ぶ等すると、国民健康保険での治療ができなくなる場合があります。必ず国民健康保険担当の窓口までご連絡ください。



65歳以上で一定の障がいがある方は、後期高齢者医療制度に加入できます

65歳から74歳までの方で一定の障がいの状況にある方は、後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。後期高齢者医療制度に加入することで、医療費の自己負担額や保険料において有利になる場合があります。様々なケースがありますので、加入条件や自己負担額、保険料などの詳細な内容は、個別にお問い合わせください。

健康保険の異動は、手続きが必要です。

国民健康保険の方が社会保険に加入した場合や、社会保険の方が国民健康保険に加入する場合は、手続きが必要です。手続きをしないと税金が課税され続けてしまう場合や、医療費をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。

※社会保険等に加入した場合、加入した日以降は、職場から資格確認書等が届いていなくても国民健康保険の資格確認書を使用することはできません。

手続き方法は、市民環境課国保年金係 TEL 0269-67-0726（課直通）内線 154 までお問い合わせください。

国民健康保険制度で受けられる給付について

療養費

急病でやむを得ず資格確認書やマイナ保険証を持たずに診療を受けたときや、医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したときは、医療機関等の窓口でいったん費用を全額負担していただきますが、申請により認められたときは、自己負担を除いた額を療養費として支給します。

高額療養費

医療費（保険診療分の支払金額）が月の自己負担限度額を超えたときに支給します。

対象となる場合には、概ね受診月の3か月後に申請書をお送りしますので、申請書・領収書を持参のうえ、国保年金係で手続きをお願いします。また、自動払戻の制度もありますので、希望される場合はご相談ください。

■ 70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

令和7年3月現在

所得区分		3回目まで	4回目以降
所得が901万円を超える	ア	252,600円＋（医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%）	140,100円
所得が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円＋（医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%）	93,000円
所得が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円＋（医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%）	44,400円
所得が210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税	オ	35,400円	24,600円

■ 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	4回目以降
現役並み所得者	課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%）		140,100円
	課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%）		93,000円
	課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%）		44,400円
一般		18,000円（年間限度額144,000円）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	

限度額適用認定証（標準負担額減額認定証）

医療費が高額となる場合、医療機関に認定証を提示することで、ひと月の請求額が一医療機関（外来・入院別）ごとに自己負担限度額（上記表を参照）に抑えられます。認定証が必要な場合は、国保年金係で申請をしていただくか、申請が不要なマイナ保険証をご利用ください。

- ◆保険診療分のみが対象です。
- ◆国民健康保険税の滞納がある場合や所得の申告がない場合には、利用できません。
- ◆70歳以上の方は認定証が不要な場合がありますので、ご相談ください。

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、下表の金額が自己負担額になります。住民税非課税世帯の方は、医療機関にて限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。事前に国保年金係で申請をしていただくか、申請が不要なマイナ保険証をご利用ください。

住民税課税世帯		510円（一部300円）
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	90日までの入院（過去12か月）	240円
	90日を超える入院（過去12か月） ※長期入院該当の申請が必要です	190円
低所得者Ⅰ		110円



特定疾病で長期間高額な治療が続くとき

人工透析が必要な慢性腎不全など厚生労働大臣の指定する特定疾病の方は、申請により国保年金係で発行する「特定疾病療養受領証」を医療機関に提示することで、自己負担額が1か月1万円（又は2万円）までになります。

出産育児一時金

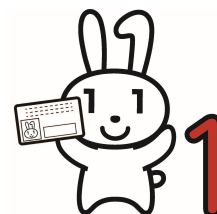
被保険者が妊娠12週（85日）以上で出産した場合に支給されます。原則として、市から医療機関へ直接支払いをします（直接支払制度）。直接支払制度を利用しなかった場合は、国保年金係へ申請をしてください。

葬祭費

国民健康保険の被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った方（喪主）に3万円を支給します。

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました

令和6年12月2日から被保険者証（保険証）は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証への切り替えがまだお済みでない方は申請不要で交付する「資格確認書」で保険診療を受けられますので、ご安心ください。
※マイナ保険証…健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードのこと。



Q 被保険者証は使えなくなり、マイナナンバーカードがないと受診できないの？

令和6年12月1日の時点で、お手元にある国民健康保険の被保険者証は、令和7年7月31日まで使用することができます。マイナナンバーカードを所有していない方や、マイナナンバーカードを所有しているが被保険者証として利用登録を行っていない方などには、7月31日までに資格確認書を交付します。

Q マイナ保険証を使用するメリットは？

- ・マイナポータルから健康診断結果を閲覧することができます。
- ・過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を医師・薬剤師が確認することで、より良い医療を受けることができます。受診時・調剤時にマイナナンバーカードを用いて受付し、情報提供に同意することで医師・薬剤師にデータが共有されます。
- ・申請をしなくても高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなど様々なメリットがありますので、マイナ保険証をご利用ください。

※利用登録の解除は可能ですので、加入している保険者へ申請をしてください。

国民健康保険税率・額を改定します

飯山市では、健全な国保財政を運営していくため、飯山市国民健康保険運営協議会から答申された内容をもとに市の方針を定め、市議会の議決を経て令和7年度から適用する「税率・額」を決定しました。財政運営の責任主体である長野県が将来的に目指す県内保険税率の統一に向けて、資産割率を廃止する改定です。今後も安定した国保財政の運営に努めてまいります。

■ 令和7年度国民健康保険税 税率・額

	区分	改定税率・額	現行税率・額	税率等の差
医療分	所得割率	6.90%	6.90%	変更なし
	資産割率	0.00%	3.00%	△3.00%
	均等割額	20,000円	20,000円	変更なし
	平等割額	20,100円	20,100円	変更なし
後期支援分	所得割率	3.45%	3.45%	変更なし
	資産割率	0.00%	1.50%	△1.50%
	均等割額	9,800円	9,800円	変更なし
	平等割額	9,700円	9,700円	変更なし
介護保険分	所得割率	2.60%	2.60%	変更なし
	資産割率	0.00%	1.00%	△1.00%
	均等割額	7,500円	7,500円	変更なし
	平等割額	7,000円	7,000円	変更なし
合計	所得割率	12.95%	12.95%	変更なし
	資産割率	0.00%	5.50%	△5.50%
	均等割額	37,300円	37,300円	変更なし
	平等割額	36,800円	36,800円	変更なし

国民健康保険税

医療保険分（国民健康保険制度の運営分）、後期高齢者支援分（後期高齢者医療制度の現役世代支援分）、介護保険分（介護保険制度の運営分。介護保険2号被保険者（40～64歳）が対象）ごとに①～④の税額を計算し、合算したものが国民健康保険税の額となります。

保険税は、1年分（4月～翌年3月分）を9回の納期（7月～翌年3月）で納めていただきます。納付書は7月中旬（年度途中の加入・脱退の場合は手続の翌月頃）にお送りします（※年金天引きに該当する世帯には個別にお知らせします。）。

- | | |
|------|-----------------------------------|
| ①所得割 | …（前年中の総所得額－430,000円）×税率（加入者ごとに計算） |
| ②資産割 | …本年度の固定資産税（都市計画税を除く）×税率（加入者ごとに計算） |
| ③均等割 | …加入者の人数×税額 |
| ④平等割 | …1世帯当たりの税額（加入者数に関わらず定額） |

- ◆総所得額：総収入額から必要経費または給与・年金所得控除額を引いた額
- ◆保険税の軽減：前年中の総所得金額等に応じて均等割・平等割の軽減がされます。

詳しくは、納付書と併せてお送りするチラシなどでご確認ください。



国民健康保険に関するお問い合わせは、市役所市民環境課 国保年金係まで
 TEL 0269-67-0726（課直通）内線 154 E-mail shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp